

F-16 エカフェ域内および北欧理事会参加国における婦人の地位
白梅学園短大心理技術 林 潔

1. アジア、オセアニア地域の国の婦人の地位について、北欧と対比の上、その特徴について考察することが、本研究の目的である。これは、地域理解のための一つの方法になるものと思われる。

2. 人間は、本来その潜在的可能性を實現しようとする傾向があると認識され、(Allport, G. W.) このことは、人間の基本的権利であるとみなされる。(世界人権宣言が22, 28, 29条, フィラデルフィア宣言Ⅱ. 9ほか) 成人の機能的な生活領域は、家庭(世界人権宣言16条1. 3)、職場(世界人権宣言23条, フィラデルフィア宣言Ⅲ. b)、余暇(休暇権…耳次有給休暇条約〔ILOが132号, 1970〕耳次有給休暇に関する条約〔ILO 52号, 1936〕, 世界人権宣言24条。この場合は、教育をふくむ…世界人権宣言26, 27条1. 2, 有給教育休暇決議〔ILO, 1965〕) であると考之、これらの領域のバランスのとれた状態を望ましい生活形態とみなすことができる。

3. 示唆されること (1) 宗教上の強固さが若干の国では婦人の社会進出を肯定する方向に移行していること。(例 イラン〔コーラン 牝牛228, 牝りまばゆり部屋跡り16~17等, および日本イラン協会資料69「女性の解放」参照) (2) 開発のための婦人の役割の強調 (3) その他 (4) 国連婦人の地位委員会によって採択された決議書Ⅶに対する意見の比較 (5) 高等教育を受けた婦人の失業の問題 (6) 法制上の地位とその現実、および変化の方向について。(ECAFE〔アジア極東経済委員会〕地域 イラン—西サモア、モンゴル—オーストラリア、ニュージールランドの地域を示す。)